

# こんなトラブルに必ず注意

## 【事例1】物品などの定期購入

動画投稿サイトの広告を見て、お試し1000円のダイエットサプリメントを購入。頼んだ覚えのない2回目の商品が届き、4か月分まとめて4万円の請求があった。

### 【アドバイス】

- ・契約内容をしっかり確認しましょう。(1回? 継続?)
- ・解約条件をしっかり確認しましょう。(解約方法など)
- ・証拠を残すために事業者に連絡した記録を残しましょう。

## 【事例2】美容医療

美容外科クリニックで施術を受けたが、顔全体が内出血を起こし腫れが引かず生活に支障が出た。

### 【アドバイス】

- ・使用する薬がどのようなものか、自分でも説明できるように確認しましょう。
- ・効果だけでなく、リスクや副作用などについても知り、納得した上で自分で選択しましょう。
- ・「今すぐ必要?」最後にもう一度、確認しましょう。

## 【事例3】もうけ話(情報商材・マルチ商法)

知り合いの先輩に「簡単にもうかる」と誘われて、勧められるままに消費者金融でお金を借りて50万円の投資用USBを購入した。もうかるはずだったのに借金だけが残った。その後、友達を誘えばボーナスが入ると言われた。

### 【アドバイス】

- ・怪しい話は、はっきり断りましょう。
- ・投資には必ずリスクがあります。(価格が変動し損をする可能性があります)
- ・クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約しないようにしましょう。
- ・被害者の立場から、加害者に(友達を失うことに)なってしまいうこともあります。
- ・暗号資産で投資をする場合は、金融庁のウェブサイトで、取引先の業者が無登録の暗号資産交換業者などでないか確認しましょう。また、金融庁が警告を発した事業者の名称一覧でもチェックしましょう。

## 【事例4】もうけ話(暗号資産)

マッチングアプリで知り合った人から暗号資産の投資をすると絶対もうかると誘われて投資をしたが、出金できなくなった。

さらに知人に言われたとおりに「賭博」を勧められ賭けたら、サイト上の残金が全部なくなった。

## 解決へのサポート

自分自身だけでなく家族や友人など、身近な人が巻き込まれる可能性のある消費者トラブル。一人では解決が難しく、泣き寝入りをしてしまうことや、被害額が高額になってしまうことがあります。「おかしい」と思ったら消費生活センターへ相談してください。

### 窓口と電話で相談を受け付け

○消費者ホットライン ☎188(全国共通)  
○板倉町消費生活センター(商工観光係)  
役場2階8番窓口  
☎0276-82-7830  
月曜日から金曜日の午前9時~午後5時  
(年末年始、祝日を除く)

# 責任を持つ18歳

## 令和4年4月から成年年齢が引き下げられます

### 若者を狙った消費者トラブルに注意

日本での成年年齢は民法で定められています。民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が現行の20歳から18歳になります。成年(大人)になると親の同意を得なくても自分の意思で多くのことができるようになります。契約や買い物は、しっかりと考えてから行い、トラブルに巻き込まれないようにしましょう。

※飲酒、喫煙などは20歳になるまで認められません

成年としていろいろなことができるようになるということは、いろいろな責任を負うことでもあります

### 大人なので取り消せません

大人として扱われるため、契約を取り消すことができなくなります

### 大人なので契約できます

大人として契約を一人で結ぶことができるようになります

### 大人なので無理はしない

本当に支払いができるのか、自分の収入に見合った買い物をしましょう

### 大人なので必ず確認

契約を結ぶときには、事前に契約内容を確認しましょう

